

# 町名地番変更に伴う 会社・法人等の変更登記の手引き

## ○登記に関するお問い合わせ

### 会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門

TEL048 (851) 1000 (代表)

※音声ガイダンスが流れますので、「3」（商業・法人登記）、次に「2」（登記手続案内）を押してください。

〒338-8513

さいたま市中央区下落合5丁目12番1号

### 不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局越谷支局 登記部門

TEL048 (966) 1321 (代表)

※音声ガイダンスが流れますので、「2」（不動産登記申請、登記手続案内）を押してください。

〒343-0023

越谷市東越谷9丁目2番地9

なお、登記の手続案内には事前に電話による予約が必要です。

# 吉 川 市

## はじめに

---

町名地番変更の実施により、対象区域内の会社、法人、組合の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や代表者の住所が変更されます。該当する方は、所管の法務局へ変更登記を行う必要がありますので、この手引きをご参照のうえ、すみやかに手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際に「町名地番変更証明書」（令和3年8月7日以降に改めて吉川市から配付します）を添付すれば非課税となります。

**※変更登記を行うことができるのは、町名地番変更日(8月7日)以降となります。**

# 目 次

---

1 変更登記が必要な場合と登記期間 .....	1
2 本店の所在地の表示が変更になった場合 .....	2
3 支店の所在地の表示が変更になった場合 .....	3
4 代表者等の住所の表示が変更になった場合 .....	4
5 会社等が所有する不動産について .....	5
6 申請書の記載例 .....	6

※本冊子では会社の変更登記についてご説明しますが、法人・組合についても手続きは同様です。用語を適宜読み替えてご覧ください。

※さいたま地方法務局のホームページ

「<http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000202.html>」  
にも申請書や記載例が掲載されていますので、ご利用ください。

# 1 変更登記が必要な場合と登記期間

## 変更登記が必要な場合

- |   |        |
|---|--------|
| ① 本店（主たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合  | ⇒2 ページ |
| ② 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合  | ⇒3 ページ |
| ③ 会社・法人の代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役、合名会社又は合資会社の社員、合同会社の代表社員、民法上の法人の理事、協同組合の代表者）の住所の表示が変更になった場合 | ⇒4 ページ |
| ④ ①に該当する会社が、土地建物等の不動産を所有している場合や、不動産に関するその他の権利（抵当権等）を有している場合                                       | ⇒5 ページ |

## 登記期間

本店（主たる事務所）所在地の管轄法務局での変更登記	……	変更日以降 2 週間以内
支店（従たる事務所）所在地の管轄法務局での変更登記	……	変更日以降 3 週間以内

※ 変更登記を行わない場合、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

## 2 本店の所在地の表示が変更になった場合

### (1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、「町名地番変更証明書」を添付して、さいたま地方法務局法人登記部門に申請してください。（郵送でも可）

また、埼玉県以外に支店がある場合は、本店の変更登記終了後、その変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「変更登記申請書」に添付して、支店所在地を管轄する法務局にも申請してください。（郵送でも可）

変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

履歴事項証明書 添付省略

（会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○○）

### (2) 参考例

#### ア 支店がない会社の場合

吉川市大字吉川○番地○にある「A株式会社」の所在地の表示が、吉川市中央一丁目△番地△に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- |         |                 |         |
|---------|-----------------|---------|
| ①必要書類   | 「変更登記申請書」       | (1通)    |
|         | 「町名地番変更証明書」     | (1通)    |
| ②申請人    | 代表取締役           |         |
| ③登記期間   | 変更日以降2週間以内      |         |
| ④申請書提出先 | さいたま地方法務局法人登記部門 | (郵送でも可) |

#### イ 支店がある会社の場合

吉川市大字吉川○番地○に本店があり、埼玉県以外に支店がある「B株式会社」の本店所在地の表示が、吉川市中央一丁目△番地△に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

#### 【本店の所在地で行う登記】

前記アの手続きのとおり。なお、本店の所在地の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を、支店を管轄する法務局の数だけ受けてください。

#### 【支店の所在地で行う登記】

- |         |                           |         |
|---------|---------------------------|---------|
| ①必要書類   | 「変更登記申請書」                 | (1通)    |
|         | 本店の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」 | (1通)    |
| ②申請人    | 代表取締役                     |         |
| ③登記期間   | 変更日以降3週間以内                |         |
| ④申請書提出先 | 支店所在地の管轄法務局               | (郵送でも可) |

#### 【本支店の登記を一括申請する場合】

一括申請する場合は、法務局ホームページを参照願います。

### 3 支店の所在地の表示が変更になった場合

#### (1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社（支店）の「町名地番変更証明書」を添付して、本店所在地を管轄する法務局に申請してください。（郵送でも可）

本店所在地を管轄する法務局での登記終了後、その変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」の交付を受け、「変更登記申請書」に添付して、さいたま地方法務局法人登記部門に申請してください。（郵送でも可）

変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。

履歴事項証明書 添付省略

（会社法人等番号 ○○○○－○○－○○○○○○○）

#### (2) 参考例

埼玉県以外に本店がある「C株式会社」の支店の所在地の表示が、吉川市大字吉川○番地○から、吉川市中央一丁目△番地△に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

##### 【本店の所在地で行う登記】

- ①必要書類 「変更登記申請書」 (1通)  
「町名地番変更証明書」 (1通)

②申請人 代表取締役

③登記期間 変更日以降2週間以内

④申請書提出先 本店所在地の管轄法務局（郵送でも可）

※ なお、上記の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」1通の交付を受けてください。

##### 【支店の所在地で行う登記】

- ①必要書類 「変更登記申請書」 (1通)

本店所在地での変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」 (1通)

②申請人 代表取締役

③登記期間 変更日以降3週間以内

④申請書提出先 さいたま地方法務局法人登記部門（郵送でも可）

## 4 代表者等の住所の表示が変更になった場合

### (1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（株式会社の代表取締役、特例有限会社の取締役・監査役）の「町名地番変更証明書」を添付して、会社の本店所在地を管轄する法務局に申請（郵送でも可）してください。

### (2) 参考例

埼玉県以外に本店がある「D株式会社」の代表取締役「吉川太郎」さんの住所の表示が、吉川市大字吉川〇番地〇から、吉川市中央一丁目△番地△に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- |         |                    |      |
|---------|--------------------|------|
| ①必要書類   | 「変更登記申請書」          | (1通) |
|         | 「町名地番変更証明書」        | (1通) |
| ②申請人    | 代表取締役              |      |
| ③登記期間   | 変更日以降2週間以内         |      |
| ④申請書提出先 | 本店所在地の管轄法務局（郵送でも可） |      |

## 5 会社等が所有する不動産について

町名地番変更により本店の所在地の表示が変更になった会社等が、不動産を所有している場合等に行う手続きです。

この手続きを行う前に「本店の所在地の表示が変更になった場合」（2 ページ）の手続きにより会社の本店所在地の変更登記を済ませる必要があります。

### （1）手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、不動産所在地を管轄する法務局に申請してください。

### （2）参考例

吉川市大字吉川〇番地〇に本店がある「E株式会社」の本店の所在地の表示が、吉川市中央一丁目△番地△に変更になり、同社が吉川市内またはそれ以外に土地を所有している場合の手続きは次のとおりです。

- ①必要書類 「変更登記申請書」（1通）  
本店の変更登記をしたことを証する「履歴事項証明書」（1通）  
変更登記申請書に会社法人等番号を記載することにより「履歴事項証明書」の添付を省略することもできます。この場合には、添付書類欄に次のとおり記載します。
- 履歴事項証明書 添付省略  
（会社法人等番号 ○○○○-○○-○○○○○○）
- ②申請人 代表取締役
- ③登記期間 会社の登記変更後、手続きしてください。  
土地区画整理事業区域内の場合は、登記事務停止期間後に申請できます。
- ④申請書提出先 【吉川市内の土地の場合】  
さいたま地方法務局越谷支局（郵送でも可）
- 【それ以外の土地の場合】  
不動産所在地の管轄法務局（郵送でも可）



## 6 申請書の記載例

### 記載例① 本店を変更する場合

受付番号票貼付欄

### 株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 分かる場合に記載してください。
1. 商号 A株式会社
1. 本店 埼玉県吉川市大字吉川○番地○ 変更前の本店所在地
1. 登記の事由 町名地番変更の実施による本店の変更
1. 登記すべき事項 令和3年8月7日町名地番変更の実施による本店の変更

- 本店 埼玉県吉川市中央一丁目△番地△ 変更後の本店所在地
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税
1. 添付書類 町名地番変更証明書 1通 この添付があれば非課税となります。
- 委任状 1通 代理人に登記申請を委任した場合にのみ、必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和○年○月○日 法務局へ申請する日

埼玉県吉川市中央一丁目△番地△  
申請人 A株式会社 変更後の本店所在地

埼玉県吉川市平沼○丁目○番地○  
代表取締役 吉川 太郎 ㊟ 代表取締役の住所

埼玉県吉川市平沼○丁目○番地○  
上記代理人 代理 花子 ㊟ 法務局に届出の印

連絡先の電話番号 000-000-0000

さいたま地方法務局法人登記部門 御中

代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、申請書に代表取締役の押印は必要ありませんが、委任状に法務局に届け出した印を押印する必要があります。

## 記載例② 代表取締役の住所を変更する場合

受付番号票貼付欄

### 株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000 分かる場合に記載してください。
1. 商号 A株式会社
1. 本店 埼玉県吉川市平沼〇丁目△番地△
1. 登記の事由 町名地番変更の実施による代表取締役の住所変更
1. 登記すべき事項 令和3年8月7日町名地番変更の実施による代表取締役の住所変更  
住所 埼玉県吉川市中央一丁目△番地△ 変更後の代表取締役の住所
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税
1. 添付書類 町名地番変更証明書 1通 この添付があれば非課税となります。  
委任状 1通 代理人に登記申請を委任した場合にのみ、必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

令和〇年〇月〇日 法務局へ申請する日

埼玉県吉川市平沼〇丁目△番地△  
申請人 A株式会社 本店所在地

埼玉県吉川市中央一丁目△番地△  
代表取締役 吉川 太郎 ㊟ 変更後の代表取締役の住所  
法務局に届出の印

埼玉県吉川市平沼〇丁目〇番地〇  
上記代理人 代理 花子 ㊟ 代理人が申請する場合に記載し、代理人の印鑑（認印）を押してください。この場合、申請書に代表取締役の押印は必要ありませんが、委任状に法務局に届け出した印を押印する必要があります。

連絡先の電話番号 000-000-0000

さいたま地方法務局法人登記部門 御中





# Memo

**発行**

**吉川市役所 総務部 庶務課**

**〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地**

**TEL 048-982-5111 (内線 2220)**